

はじめに



南房総市では、平成31年3月に策定した「第3次南房総市男女共同参画推進計画」に基づき、性別にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、さまざまな施策を推進してまいりました。

昨年、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、日本経済を取り巻く現状は、依然として、物価高騰や多発している大規模な自然災害、更なる少子高齢化の進展、人口減少など、厳しい状況に置かれています。

これらの課題解決や地域の活性化を図るためには、今後より一層、あらゆる分野において、年齢、性別に関係なく、誰もが活躍できる環境づくりが必要であることから、このたび、「第4次南房総市男女共同参画推進計画」を新たに策定しました。

本計画では、「みんなが 支えあい 助け合う 住みよい地域 ～お互いの可能性を広げていこう～」を将来像とし、6項目の基本目標を掲げ、施策の推進に努めてまいります。

さらに、計画の一部をDV（ドメスティック・バイオレンス）防止法に基づく基本計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけ、各施策の推進を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現にあたっては、市の取組だけでなく、何よりも市民の皆様が、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、その必要性を理解し、みんなで支え合い助けあいながら、取組を進めていただく「地域共存」が、何より重要と考えております。

最後となりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました南房総市男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様及び関係各位に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

南房総市長 石井 裕

計画構成 [CONTENTS]

●第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画策定の視点	9
4. DV防止法に基づく施策の実施に関する基本計画としての位置づけ	9
5. 女性活躍推進法に基づく施策の実施に関する推進計画としての位置づけ	9
6. 計画の期間	9
7. SDGsの視点	10
●第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 将来像	11
2. 南房総市らしいアプローチ	12
3. 計画の体系	13
●第3章 施策の展開	14
基本目標1 みんなで支えあう家庭づくり（家庭・働き方）	14
基本目標2 みんなの力を活かした活力ある産業づくり（産業）	21
基本目標3 性別や世代にとらわれず参加する地域づくり（地域）	26
基本目標4 生涯にわたるからだところの健康づくり（健康）	30
基本目標5 一人ひとりの可能性をみつける意識づくり（意識）	34
基本目標6 みんなで話題にできる推進体制づくり（推進）	41
●第4章 参考資料	45
1. 策定の経過	45
2. 策定体制	46
3. 南房総市男女共同参画推進会議規則	47
4. 南房総市男女共同参画推進会議委員名簿	48
5. 南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領	49
6. 男女共同参画社会基本法	50
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	55
8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
9. 男女共同参画に向けた国内外の動き（国際婦人年以降）	74
10. 推進会議への諮問・答申	79

● 第1章 ●

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南房総市では、平成 21 年に「南房総市男女共同参画推進計画」を策定し、それ以後、5 年に 1 度、計画を見直しながら、総合的かつ効果的に施策を推進してまいりました。

この度、平成 31 年 3 月に策定した「第 3 次南房総市男女共同参画推進計画」から 4 年余が経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会・経済情勢の変化などの大きな変化、価値観やライフスタイル、性の概念などの多様化により、市は、新たな状況への対応が求められています。

豊かな市民生活や地域社会の持続可能な発展を進めていくためには、多様な価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。こうした社会の実現には、あらゆる分野の活動において、性別にかかわらずみんなが社会の対等な構成員として、自らの意思によって参画する機会が確保されることが必要です。

また、男女共同参画社会の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）においても、ゴール 5 として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられるなど、国際的な取組となっています。

しかしながら、いまだ、男女共同参画や男女平等がなかなか進まない一因として、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みが根強く残っていることが挙げられます。これらに気づき、様々な分野で男女共同参画の視点を持って取組を進めていくことが必要です。

また、地域の労働人口が減少していく中で、更なる活性化を図るためには、意欲と能力を持った人たちが性別、年齢に関わらず、社会で積極的に活躍できる環境づくりが重要です。

※**男女共同参画社会**:男女が、社会の対等な構成員として、伝統的な考え方や慣習などにとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

2

計画策定の背景

世界・国・県の動き・南房総市の現状 / 第3次計画の進捗評価

世界の動き

- 女性の地位向上をめざす世界的な動きは、1975(昭和50)年に、国連が「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択したことから始まりました。国連は翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」に向けた取り組みを各国が行うこととなりました。
- 1979(昭和54)年には、国連が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択しました。この条約では、女性差別が定義され、固定的な性別による役割分担の考え方を見直す必要性が盛り込まれています。また、法律のみならず慣習・慣行なども問題とし、男女平等を実質的に促進するため、積極的改善措置(ポジティブアクション)^{*}をとることは差別にあたらないとされました。

※**積極的改善措置(ポジティブ・アクション)**：さまざまな分野において、活動に参画する機会に男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

- 1995(平成7)年の「第4回世界女性会議」では、国連が「北京宣言」と「行動綱領」を採択して、各国政府による行動計画の策定を求め、女性の能力開発の指針となりました。2000年以降もこの会議の成果をもとに、各国の女性政策の実施状況の評価や見直しが行われています。
- 2011(平成23)年には、ジェンダー(社会的性別)^{*}平等と女性エンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足し、「女性と女子に対する差別の撤廃」「女性のエンパワーメント」「開発、人権、人道的対策、平和と安全保障のパートナー・受益者としての男女間の平等の達成」が目標に掲げられました。

※**ジェンダー(社会的性別)**：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

- 2015(平成27)年「国連持続可能な開発サミット」において、SDGs(持続可能な開発目標)が採択され、17のゴール(目標)が示されました。この中で目標5「ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う)」はすべての目標を達成するために不可欠であるとして国際的な取組の加速化が求められています(P10にて説明)。

○ 2016（平成 28）年の女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見では、性別で役割を固定的に捉える意識の解消、DV（ドメスティック・バイオレンス）*を含む女性に対する暴力をなくす取り組み、政策・方針・意思決定の場への女性の参画促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進などを履行するよう勧告されました。

※**DV（ドメスティック・バイオレンス）**：配偶者や恋人など親密な関係にある相手（過去にそうであった人を含む）からの暴力のこと。身体的な暴力のみならず、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も暴力にあたりとされている。

※**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○世界経済フォーラムが毎年発表している、男女格差を測る指標としての「ジェンダー・ギャップ指数」の2023年版では、日本は146か国中125位で、先進国の中で最低レベルとなっています。分野別にみると「教育」、「健康」のスコアは世界トップクラスである一方、「経済」、「政治」は国際的に後れをとっています。



国の動き

国内では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しつつ、様々な取組が進められてきました。

昭和54年に国連総会で制定された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の日本の批准に向けて、国内の法整備を進め、昭和60年には雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）が制定され、雇用の分野における女性と男性の均等な機会と待遇の確保が図られることとなりました。

その後、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、社会経済状況の急速な変化に対応していくうえで、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現が最重要課題であるとして、男女共同参画社会基本法が制定されました。

この男女共同参画社会基本法では、国、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に努め、国民は職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めることを責務として求めています。

（1） 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備

女性に対する暴力は人権侵害であるという認識が高まり、国は、平成12年にストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）といった、女性に対する暴力の根絶に向けた法を整備しました。施行状況を勘案し、支援すべき対象や支援内容を拡大するなど法改正を重ねています。

（2） 女性活躍の推進

平成27年には、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されて職業生活において活躍することを目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、国・地方公共団体・企業等が、女性の活躍を進めるために行うべき事業主行動計画の策定が義務づけられました。

（3） 政治分野における男女共同参画の推進

平成30年に、国及び地方議会の選挙において、男女の候補者数均等を目指すことなどを基本原則とする政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）が制定されました。

（4） 働き方改革の推進

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、平成30年に時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを目的として関連法を改正する働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革一括法）が制定されました。

（5） 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

国は、東日本大震災以降、防災及び災害時・災害復興における男女共同参画の重要性の認識の高まりを受け、防災基本計画に男女共同参画の視点を盛り込みました。令和2年度には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が制定され、地方公共団体が災害対応にあたり取り組むべき事項が示されました。

（6） 育児・介護休業法の改正

令和3年に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、事業主の責務として、育児休業を取得しやすい雇用環境整備と妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の制度周知・休業取得意向確認が定められました。

（7） 第5次男女共同参画基本計画の策定

昨今の社会情勢の変化を踏まえ、令和2年に計画期間を5年間とする第5次男女共同参画基本計画が策定されました。

この計画では、「新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響」や「人口減少社会」、「人生100年時代の到来」、「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への社会運動」、「頻発する大規模災害」、「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」などを「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」として挙げています。

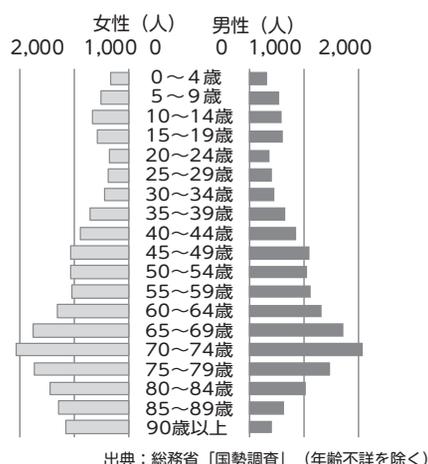
県の動き

- 千葉県では、令和3年度に、第5次千葉県男女共同参画計画が策定されました。
- 計画では、基本目標として「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「安全・安心に暮らせる社会づくり」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」を設定しています。
- また、事業計画における重点的取組として、以下の事項を掲げています。
 - （1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進
 - （2）子育て・介護への支援
 - （3）地域活動における男女共同参画の促進
 - （4）政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
 - （5）DV/児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者支援
 - （6）防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進
 - （7）あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進

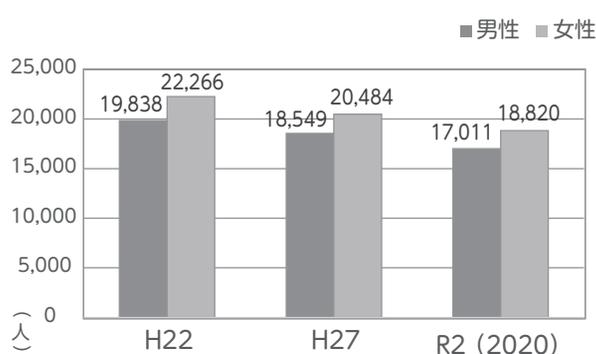
【南房総市の現状】

2020年（令和2年）国勢調査によれば、本市の総人口は35,831人と平成27年調査と比較して3,000人以上の減となり、人口減少に歯止めがかからない状況です。また、高齢化率が47.2%に達する一方で、年間の出生者数は100人を割り込む年もあるなど、少子高齢化が著しく進んでいます。

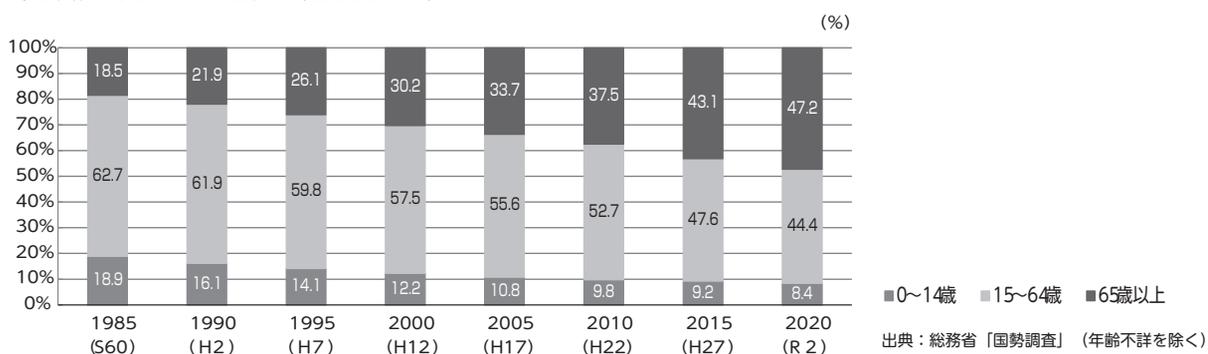
①年齢構成（国勢調査）2020年



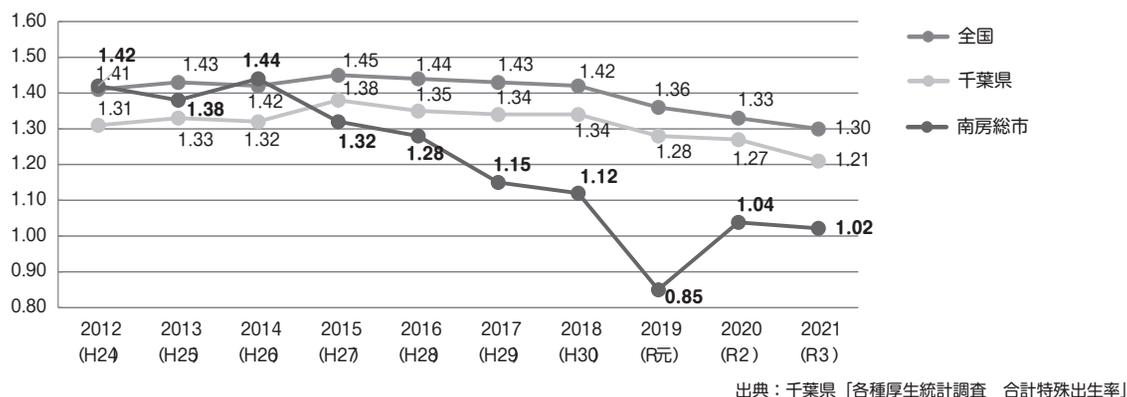
②男女別人口推移（国勢調査）



③年齢構成別人口推移（国勢調査）



④ 合計特殊出生率調査の推移（千葉県）



【第3次計画の進捗評価】

第3次推進計画では、「男性も女性も（みんなが） 支えあい助け合う 住みよい地域～お互いの可能性を広げていこう～」を基本理念に、次の3つを計画の理念とするとともに、14の指標を設定し取組を進めました。

◇ 南房総市らしいアプローチ（計画の理念）

- ① 家族のみんなで協力しあう
- ② 地域みんなで盛り上げる
- ③ 一人ひとりの理解を深める

計画では、本事業が達成すべき成果を設定し、5年ごとの市民意識調査*等により経年比較を行う「成果目標」を設定しています。

<達成状況>

第3次計画で設定した指標（B 目標値）について、C 実績値をとりまとめ、達成状況を検証しました。

南房総市らしいアプローチ	14の指標	平成30年度 A 現状値	令和4年度（R5.3末）		指標設定の根拠
			B 目標値	C 実績値	
家族みんなで協力しあう	家庭のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	38.2%	50.0%	36.4%	市民意識調査（H30）（R4）
	乳児・幼児の世話を夫婦とも同じくらい行ったほうがよいと感じる人の割合	65.1%	80.0%	72.3%	市民意識調査（H30）（R4）
	職場のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	29.5%	40.0%	26.1%	市民意識調査（H30）（R4）
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そうは思わない」と感じる人の割合	60.1%	70.0%	63.3%	市民意識調査（H30）（R4）
地域みんなで盛り上げる	地域活動に参画している女性の割合	65.8%	80.0%	61.7%	市民意識調査（H30）（R4）
	防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応が必要と感じる人の割合	89.1%	100.0%	93.8%	市民意識調査（H30）（R4）
	総合検診（特定健診）の受診率	35.8%	50.0%	33.9%	総合検診（H30）（R4）
	健康寿命の延伸	男 65.1 歳 女 66.7 歳	男 65.5 歳 女 67.1 歳	—	集計方法変更のため実績値なし
一人ひとりの理解を深める	社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	17.1%	25.0%	18.8%	市民意識調査（H30）（R4）
	学校教育の場で男女が平等になっていると感じる人の割合	57.0%	70.0%	50.7%	市民意識調査（H30）（R4）
	社会通念・慣習で男女が平等になっていると感じる人の割合	16.3%	30.0%	14.8%	市民意識調査（H30）（R4）
	配偶者暴力防止法（DV防止法）の周知度	73.7%	100.0%	73.9%	市民意識調査（H30）（R4）
	審議会などにおける女性委員の割合	13.0%	30.0%	13.3%	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況調査
	市役所男性職員の育児休業取得率	0.0%	5.0%	50.0%	H30、R4 取得実績による

- 指標のうち、「市役所男性職員の育児休業取得率」の実績値は、目標値を大幅に達成しましたが、他は達成できませんでした（健康寿命の延伸を除く。）
- また、平成30年度現状値(A)と令和4年度実績値(C)を比較すると、悪化したものが「6つ」、改善したものが「7つ」でした。
- 目標は未達成ですが改善しているのは、「乳児・幼児の世話を夫婦とも同じくらい行ったほうがよいと感じる人の割合」、「防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応が必要と感じる人の割合」などでした。
- 一方、悪化しているのは、「学校教育の場で男女が平等になっていると感じる人の割合」、「地域活動に参加している女性の割合」、「職場のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合」などでした。これらについては、新型コロナウイルスの感染拡大下における緊急事態宣言などの影響も少なからずあると思われます。
- 第4次では、今回悪化した部分へてこ入れはもちろん、目標達成に向けて、新たな時代に合った効果的なアプローチが必要となります。

※ 市民意識調査：南房総市における男女共同参画施策を推進する上での基礎資料とするために、5年に一度、男女共同参画計画の見直しの年に実施し、当市の男女共同参画の意識、実態について把握し、その問題点を解析し、課題を明確にすることを目的とする調査です。

令和4年度に実施した内容は次のとおりです。

○ 調査内容

男女共同参画全般、家庭生活・結婚、働き方、女性に対する人権問題、教育、防災・災害復興対策、少子高齢化、社会活動等への参画、南房総市の施策、自由記述

○ 調査設計

調査地域：南房総市全域

調査対象：南房総市在住の満18歳以上の男女 1,000人

標本抽出法：住民基本台帳（令和5年3月1日現在）に基づく無作為抽出法

調査方法：郵送による配付回収及びWeb回答

○ 調査期間 令和5年3月7日～3月24日

○ 回収結果 有効回答数 357人（35.7%）



3 計画策定の視点

(1) 市民一人ひとりの意識の高揚

市民が暮らしていくうえで、最も身近な環境は家庭です。そこで、まずは、家庭における男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」といった性による固定的役割分担意識にとらわれず、家庭・地域・職場においてみんながともに参画し、担いあう環境づくりに向けた意識啓発を重視した計画とします。

(2) 男女共同参画の環境づくり

子育てや介護、就労などにおける女性への支援や、政策・方針決定の場や地域活動など、あらゆる分野における女性の参画を促すことにより、男女がともに参画し、責任を担いあいながら、社会を支えていく環境づくりをめざした計画とします。

(3) 関連計画との整合性の確保

この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」と「第5次千葉県男女共同参画計画」の内容を勘案して策定します。

また、第2次南房総市総合計画の基本構想および基本計画との整合を図った計画とするほか、子育てや介護などの分野別の関連計画の内容との整合性を確保します。

4 DV防止法に基づく施策の実施に関する基本計画としての位置づけ

この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。

5 女性活躍推進法に基づく施策の実施に関する推進計画としての位置づけ

この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含む計画です。

6 計画の期間

計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和10年度を目標年度とする5年間とします。

7 SDGsの視点

2015（平成27）年9月の国連サミットでは、2030（令和12）年までに達成すべき国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGsの前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とあります。

そして、ゴール5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化はすべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において、女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが掲げられています。

南房総市では、男女共同参画社会の実現に向け、計画にSDGsの視点を取り入れ、取組を進めていきます。



● 第2章 ●

計画の基本的な考え方

1 将来像

次のように設定します。

**みんなが 支えあい助け合う 住みよい地域
～お互いの可能性を広げていこう～**

「みんなが」

性別や世代にとらわれず、一人ひとり（“みんな”）がまちづくりに参画し、共に責任を担いあうさまを表します。

「支えあい助けあう」

家庭・地域・職場など、さまざまな場面で協力しあうさまを表します。

「住みよい地域」

一人ひとりが自分の可能性をみつけられる、うるおいと活力に満ちた住みやすい地域社会をつくり上げるさまを表します。

「お互いの可能性を広げていこう」

地域のみんなが、お互いの個性を尊重しあい、一人ひとりが存分にその能力を活かしていけるさまを表します。

2

南房総市らしいアプローチ

この計画では、本市の特性を踏まえ、性別にとらわれず、一人ひとりが能力を発揮できる「みんなが」支えあい助けあう 住みよい地域、を実現するため、その実現に向けた「南房総市らしいアプローチ、(計画の理念) を、次のように定めます。

1 家族のみんなで協力しあう

暮らしの最も基礎的な単位は家庭です。男女共同参画社会の実現に向けては、まず、家庭における家族の助けあいを重視し、家事・子育て・介護など、家庭の仕事が誰かに偏ることのないよう、家族のみんなが協力しあう意識の醸成に努めていきます。

また、夫婦（パートナー）がともに子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活を両立できる環境づくりを重視していきます。

2 地域みんなで盛り上げる

農業・漁業・観光といった産業と、お互いの顔が見える温かいコミュニティが南房総市の特徴ですが、近年では、その維持が難しくなっている地域もみられます。

このため、地域コミュニティでの慣習やしきたりなどの良い伝統は受け継ぎつつ、みんなが発言し、参加しやすい環境をつくり出し、性別や世代にとらわれずみんなが地域を盛り上げます。

また、地域活動の担い手・産業の担い手として、固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な分野に多様なマンパワーを積極的に活かしていきます。

3 一人ひとりの理解を深める

男女を超えた“自分らしさ”の実現に向けて、市民一人ひとりが自分自身を見つめ直し、新たな可能性をみつけられるよう、また、自分自身の行動に責任を持ち、自立した人間として自己実現を図っていけるよう、男女共同参画の基礎となる意識づくりを進めます。

特に、一人ひとりが身近なこととして感じ、理解するといった日常生活での気づきを大切に、わかりやすい言葉を用いながら啓発活動などを進めていきます。

将来像

南房総市らしい
アプローチ

実現のための取り組み

みんなが
支えあい助けあう
住みよい地域
（お互いの可能性を広げていこう）

家族のみんな
協力しあう

基本目標 1 (家庭・働き方) (P.14)

みんなで支えあう家庭づくり
＜女性活躍推進計画含む＞

- 《1》 みんながともに担い、支えあう家庭環境づくり
- 《2》 子育てと仕事の両立への支援

基本目標 2 (産業) (P.21)

みんなの力を活かした活力ある産業づくり
＜女性活躍推進計画含む＞

- 《1》 みんなが働きやすい環境づくり
- 《2》 みんなのパワーを活用した元気な産業づくり

基本目標 3 (地域) (P.26)

性別や世代にとらわれず参加する地域づくり

- 《1》 地域における男女共同参画の推進
- 《2》 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標 4 (健康) (P.30)

生涯にわたるからだところの健康づくり
＜女性活躍推進計画含む＞

- 《1》 からだところの健康づくり
- 《2》 だれもが生涯にわたり、いきいきとそのらしく暮らせる環境づくり

基本目標 5 (意識) (P.34)

一人ひとりの可能性を見つける意識づくり
＜DV 防止基本計画含む＞

- 《1》 人権の尊重
- 《2》 学校や地域における男女平等教育
- 《3》 地域における制度・慣行の見直し
- 《4》 配偶者暴力・児童虐待の防止

地域
のみんな
で盛り
上げる

一人
ひと
りの
理解
を深
める

基本目標 6 (推進) (P.41)

みんなで話題にできる推進体制づくり
＜女性活躍推進計画含む＞

- 《1》 みんなで取り組む体制づくり
- 《2》 市役所における男女共同参画推進事業

● 第3章 ●

施策の展開

基本 目標

1

みんなで支えあう家庭づくり（家庭・働き方）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、子育てと仕事の両立への支援を行い、男女がともに担い、支えあう家庭環境づくりをめざします。

< 女性活躍推進計画含む >

- 2023年市民意識調査によると、現在、食事の支度、掃除・洗濯、乳幼児の世話は「主に妻」が担っていると回答した割合が7割近くで最も多く、一方、理想は、「夫婦同じくらい行うこと」と回答した割合が7割以上でした。
- そして、男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な環境整備として、「家族など周囲の理解と協力があること」が48.7%、「男女が共に家庭的責任（家事・育児・介護）を負うという意識改革」が44%と上位であり（P 25 参照）、家庭内での固定的性別役割分担意識の解消や家族の意識改革、家事等の役割分担が必要であることがわかりました。
- 長時間労働等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的性別役割分担意識を背景に、家庭的責任の多くを女性が担っており、思うように働くことができない場合が多いのが現状です。
- 一方、男性は長時間労働により家事・育児等を行うことが困難な場合が多く、本人や家族が望むバランスで様々な活動を行っているとはいえない状況となっています。
- そのため、みんなが経済的自立や自己実現のため、仕事と家事、育児等両方に主体的に関わることができる環境整備と意識改革を一層推進することが求められています。
- 合わせて、乳幼児を預けられる施設の充実、子どもの病気や親の急な用事に対応できる保育サービスなど地域における子育て支援の充実も必要です。



【実現のための取り組み】

1 みんながともに担い、支えあう家庭環境づくり

1 【地域子育て支援拠点事業】

子ども教育課

家庭や地域における子育て機能の向上、子育て中の親の孤独感や負担感の軽減をめざして、「子育て支援センター」や「出張にここひろば」を拠点とした子育て親子の交流の場づくり、子育てに関する相談、援助体制の充実を図ります。

また、「子育て支援センター」や「出張にここひろば」に父親や祖父母が気軽に来館しやすい環境整備を行うとともに、NPO との連携による市民向けの子育てサポーター講座や座談会、助産師による講座を開催し、子育ての不安を解消する体制を構築していきます。

2 【ファミリーサポートセンター事業】

子ども教育課

乳幼児、小学生の児童を有する子育て中の労働者などが、仕事や行事などを諦めることなく、安心して従事・参加できるようにするため、児童の預かりを受けたい人と当該援助をしたい人（有料ボランティア）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。これにより地域における育児の相互援助活動を推進します。

3 【ひとり親家庭への支援】

社会福祉課

ひとり親家庭は、経済面や生活面で不安定な状況にあることが多いため、生活全般の相談に応じ、安定した日常生活が営めるよう、それぞれの個人が置かれた状況に寄り添った切れ目ない支援をします。

その中で、経済的自立や就業・生活面の支援として生活困窮者自立支援制度などの活用や、母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みと就職を支援するため、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などの制度を活用し、経済的な自立促進を図ります。

4 【育児相談事業】

健康推進課

保健師、管理栄養士等が各種乳幼児健診、電話相談や訪問などを通じて、育児不安や心配ごと・ストレス・育児の孤立などの現状を把握し、個別に育児支援を行います。

育児を主に担っている母親の意見を聞くことに加え、育児相談等に参加した父親に面談を通して、父親の考えや悩みを把握したうえで、育児は父母が一緒に取り組むものという意識を醸成していきます。

また、子育て支援センターでも保育士等による育児相談や専門相談を実施し、育児に対する幅広い悩みや相談に対応します。

5 【こんにちは赤ちゃん事業】

健康推進課

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供しながら、育児は父母がともに担うものであることを意識づけるとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭への適切なサービス提供に繋がります。

また、地域ボランティアである主任児童委員が訪問員として家庭を訪れることにより、子育て家庭と地域をつなぎ、地域全体で子育てを支援する体制を構築します。

6 【子育て支援のネットワーク化事業】

子ども教育課

子育て支援センターの「ほのぼののだより」や子育てハンドブック等を軸に、保護者に対して子育ての情報発信を積極的に行い、保護者の不安に対して保育士として答えていきます。

教育相談センターにおいて、不登校児童生徒に対する支援や、発達・行動特性についての相談支援、虐待や子育てをしていく上での不安等の家庭児童相談業務を行います。児童福祉施設及び各関係機関と連携しながら、子どもたちが18歳まで健やかに過ごせるように支援していきます。

- ・子どもの育ちと子育てに困難さのある家庭（発達問題、養育問題、児童虐待等）の支援
- ・家庭児童相談（面談・家庭訪問）
- ・子ども教室「スマイル」の運営（学校外の居場所）
- ・学習支援、学校訪問
- ・発達相談室「ぱれっと」の運営（発達トレーニング・面談）

7 【仕事と家庭生活を両立する住環境の整備補助】

企画財政課ほか

若年層が仕事と家庭を両立するための一助として、家事の時短や掃除のしやすさなど快適な住環境の整備に資する次のメニューに補助します。これにより、若年層の暮らしの安心を支え家庭における男女共同参画を推進します。

■ 結婚新生活支援事業

新生活に必要な住宅賃貸費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助します。

■ 若年層の住まう場の確保

空き家の情報発信や相談体制の構築、新たな住宅取得及び省エネ設備設置等の費用に対する支援など、居住環境の充実に向けた総合的な取組を推進します。

8 【不育治療費助成事業】

健康推進課

不育治療等を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ります。

9 【空き家バンク事業】

建設課

家族構成の変化等による住み替えなど様々なライフステージに応じた住環境づくりをサ

ポートするため、空き家バンク事業を推進します。

また、制度活用にあたり、みんなが安心して相談できる体制づくりを努めるとともに、「南房総市空き家バンク協議会」全役員のうち女性役員の占める割合を30%以上維持するよう理解を求めます。

※ 南房総市空き家バンク：家を探している人に、空き家物件を紹介する仕組み。市ホームページにおいて、空き家の所有者が登録した物件について、情報を公開している。物件について、賃貸及び売買契約を行う場合、必ず市と協定を結んでいる「南房総市空き家バンク協議会」の宅地建物取引業会員が仲介する。

10 【家庭での固定的性別役割分担意識の解消】

市民課

個人の働き方の多様化、家族形態が急速に変化していることを踏まえつつ、働く意欲のある全ての人々がその能力を十分に発揮できるように、みんなが家庭内において、育児・介護・家事に参画することの必要性を広報していきます。

11 【男性の働き方の見直しと家庭参画の推進】

市民課

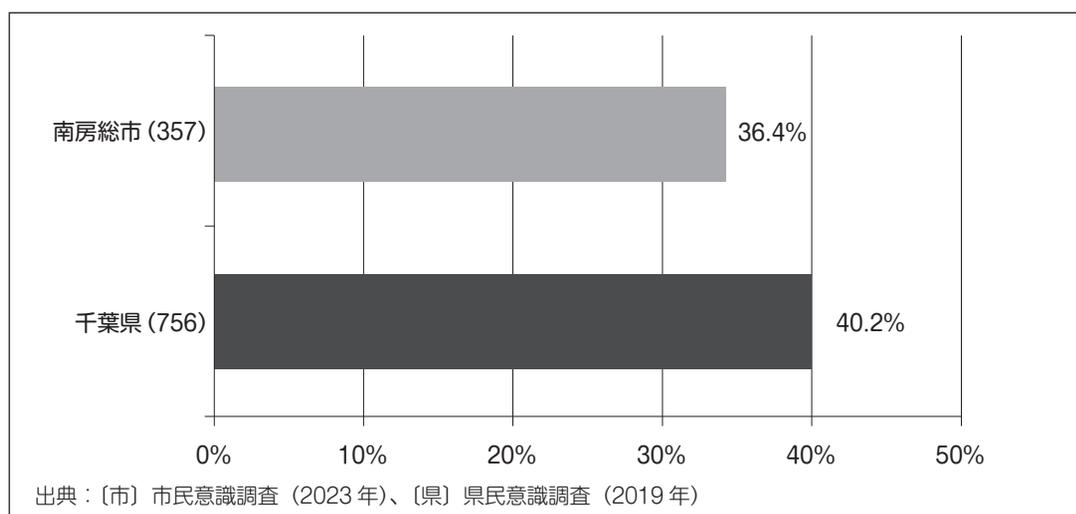
家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

令和4年育児休業法改正により、男性の育児休業等の取得促進と育児参画が求められ、父親の育児の高まりが期待されています。男性の働き方の見直しや家事・育児・介護等への参画促進のための情報提供を実施していきます。

指標

項目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
家庭のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	36.4%	50.0%

図表 家庭のなかで男女の地位が平等になっていると感じる人の割合



◆コラム～市民の声～

- 男だから女だからという考えを変えることが大事だと思います。
- こうあるべきという考えをなくし、自由な選択が理解され思いやりをもち、尊重できる世の中になれば良いと思います。

2 子育てと仕事の両立への支援

1 【保育事業（通常保育・一時的保育）】

子ども教育課

保護者が仕事、出産、病気などの理由により、家庭で保育ができない就学前の児童を保育するため、入所希望状況などに応じて、市内保育所での受け入れに努めます。また、保護者の勤務状況などによる居住地以外での保育需要に対応するため、協議の成立した市町村と管外入所を実施します。

保護者の疾病などにより、家庭で児童の保育ができない場合には、その児童を一時的に保育します。就労形態の多様化により保育希望時間が長くなっていることから、保育所での受け入れを通して、子育て世帯を総合的に支援していきます。

2 【病児・病後児保育事業】

子ども教育課

親が就労している家庭で0歳（生後57日以上）から小学校6年生までの児童が病気になった場合や、病気の回復期にあり保育所などでの集団保育が困難な場合には、市内及び近隣市町の診療所と連携して一時的な預かりを実施し、安心して子育てができる環境づくりと、子育てと仕事の両立支援をめざします。

3 【学童保育事業（放課後児童健全育成事業）】

子ども教育課

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校1年生から4年生（民間は6年生まで）の児童が、放課後の時間や学校休業期間を安心して過ごせるよう、適切な遊び場と生活の場を用意し、保育します。

公設公営学童保育所（富浦・富山・三芳・千倉・嶺南）の5箇所を民間事業者に事業委託、民設民営学童保育所（岩井学童保育所、こどもの森、白浜東部保育園、ゆうひが丘保育園）の4箇所があり、2箇所に補助金を交付しています。また、公設の学童保育所を小学校敷地内に設置することにより、感染症に伴う学級閉鎖の情報、悪天候による登下校の時間変更など、安心安全な運営に必要な情報の共有を行っています。

4 【仕事・子育ての両立への啓発・広報活動の推進事業】

子ども教育課ほか

事業所における仕事と子育ての両立に向けた取り組みを進めるために、事業所などに対し、

さまざまな機会をとらえながら、関連する法制度や求められる環境づくりなどについての啓発活動を実施していきます。

また、職場での子育て支援体制を充実させるために、子育てしやすい職場の環境づくりについて、職場の管理者に理解を得られるよう周知します。

5 【学校外教育サービス利用助成事業】

子ども教育課

子育て世帯の経済的負担を軽減（特にひとり親の家庭教育不安の解消）するために、放課後や休日等における学習塾・習い事等の利用に係る経費を助成します。放課後こどもクラブの月謝にも利用可能とします。

子どもの学習環境を確保することで、学力及び学習意欲の向上並びに個性及び才能の伸長を図ることも目的としています。

6 【産後ケア事業】

健康推進課

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児に不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートをおこないます。病院等へ数日宿泊する宿泊型、助産院等へ通うデイサービス型、助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型を実施しています。

令和5年度から助産師による授乳のケアを受けながら、母の体操・母同士の交流を図り、リフレッシュ・仲間づくりを目的に産後ケア集団通所型を実施しています。

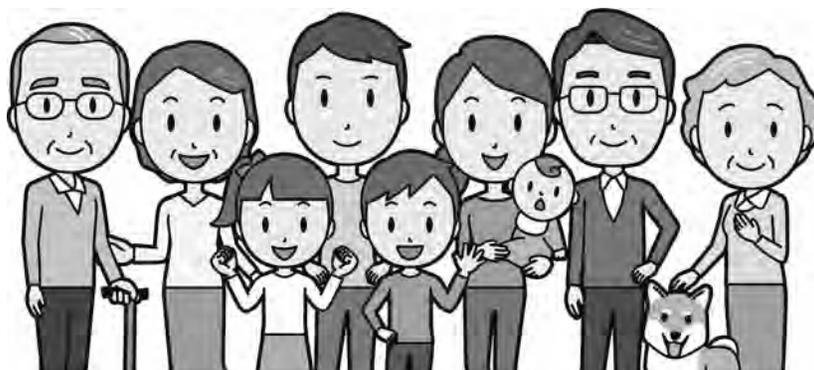
7 【子ども医療費助成事業】

社会福祉課

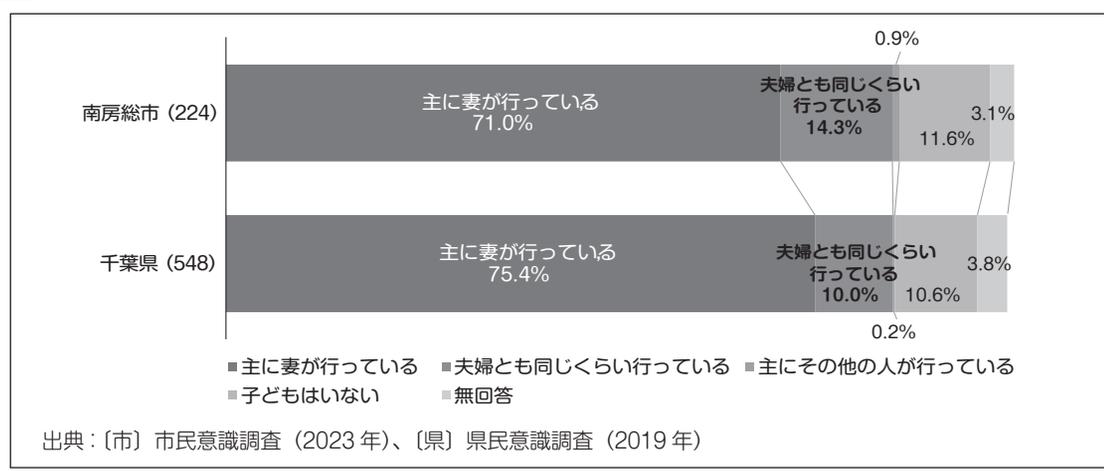
子育て世帯の医療費負担を軽減するため、子どもにかかる医療費（保険適用）から保険給付の額及び他の法令により負担される公費負担額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成します（助成対象：0歳から高校3年生）。

指標

項目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
乳児・幼児の世話を夫婦とも同じくらい行っている人の割合	14.3%	30.0%



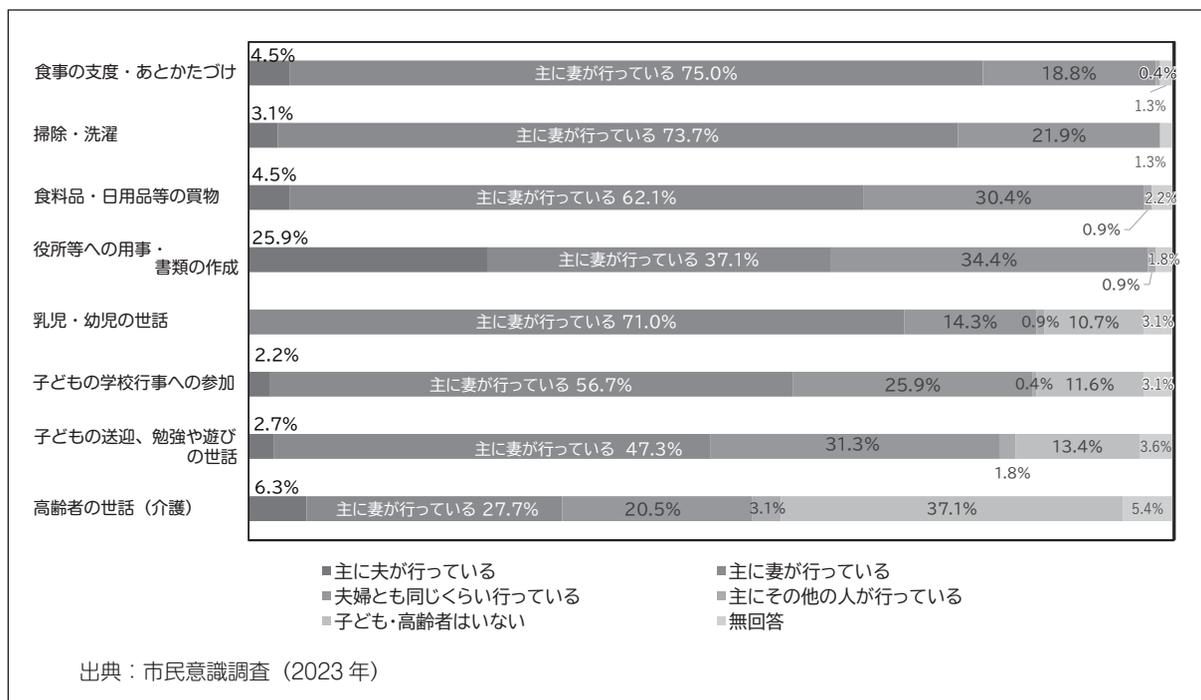
図表 乳児・幼児の世話の現在の役割分担



◆コラム～市民の声～

- 保育園に預けているが、子供が熱を出したりした時に迎えに行く必要があるため、どちらかがパートで働くしかなく、子を持つ世帯では2人ともが正社員として働くことが難しい。そのため、子を持つ世帯の女性は、基本的にパートでしか働かず、社会に出ている時間が少ないため、男女共同参画を目指す中で問題だと感じています。
- 女性が働きやすい環境をもっと作らなくてはいけない。そのためにも子育て中である家庭への経済面や子供の預かり支援、職場でのあらゆる子育ての理解が必要である。

図表 家事等の役割分担



基本 目標 2

みんなの力を活かした活力ある産業づくり（産業）

性別・年齢にとらわれず、みんなが起業や経営参画しやすく、働きやすい環境づくりを進め、多様な人材のパワーを活かした産業づくりを目指します。

< 女性活躍推進計画含む >

- 就業は、生活の経済基盤を支えるとともに、自己実現につながるものです。
- 経済的自立は困難な状況から抜け出すためにも重要です。
- 働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮できる環境づくりは、地域の担い手の確保や、多様な視点による生産性の向上・イノベーションを通じて、経済の発展につながります。
- しかし、農林漁業や商工業などの自営業をはじめとして、市内産業において女性は補助的従事者である場合が多く、経済的自立を果たしていない状況がありました。
- このため、各分野において、性別、年齢に関係なくみんなが経営参画や働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 職場の理解も重要で、男女の均等な機会と待遇、育児・介護休業の取得促進、フレックスタイム制度※、短時間勤務制度の導入など、柔軟な働き方を可能にする環境が確保されるよう、事業者に働きかけていくことが必要になっています。
- また、子育てのためにいったん仕事を辞めると、復帰することは困難な場合が多くなっています。新しい仕事を得られたとしても、正社員でなくパートやアルバイトなどの不安定な待遇で、また仕事内容も補助的なものが多くなっています。このため、意欲ある人材の再就職支援、起業支援などを行っていく必要があります。

※**フレックスタイム制度**：労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。



【実現のための取り組み】

1 みんなが働きやすい環境づくり

1 【クラウドソーシング※人材育成事業】

商工課

時間や場所を選ばないインターネットを活用した働き方である在宅ワーク（テレワーク）を推進することにより、市民が各自のライフスタイルに合わせて働ける環境づくりのための研修会を実施し、子育てや介護などで働きたくても外に働きに出られない方に新しい働き方を提案します。

多様な労働形態の一つとしてデジタルスキルの習得を支援していきます。

※クラウドソーシング：不特定の人「Crowd（群衆）」に「Sourcing（業務委託）」するという意味の造語で、ICT（情報処理及び情報通信）を活用して必要なときに必要な人材を調達する仕組みのこと。

2 【労働環境の改善事業】

農林水産課 ほか

■農業

農業従事者が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で農業に従事する家庭において、家族みんなが意欲と責任を持って働くことができるよう、家族経営協定※の締結を促進します。これにより、経営主だけでなく農業に従事する家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、話しあいにより決定することを推奨します。

■漁業

漁業従事者が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で漁業に従事する家庭において、経営主だけでなく家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話しあいにより決定することを推奨します。

■商工業などの自営業

自営業従事者が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で商工業に従事する家庭において、経営主だけでなく家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話しあいにより決定することを推奨します。

※**家族経営協定**：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話しあいに基づき、取り決めるもの。

3 【雇用の場における男女平等の推進事業（事業者への啓発など）】 商工課

みんなが働きやすい環境づくりをめざして、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）、本人の希望の有無に関わらず、性別によって役割が固定されたり、働き方が決められる「職場内での固定的性別役割分担意識」の解消、男女間賃金格差が生じない仕組みづくりについて、商工会やハローワーク・労働基準監督署などと連携して、市内の事業者にも周知し、その実現に向けて働きかけます。

労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法など仕事をするうえで関係のある法制度、育児・介護休業制度など生活との両立を図るうえで関係のある法制度について周知し、利用促進を図ります。

また、事業者の積極的な取り組みを支援するために、千葉県男女共同参画推進事業所表彰などの制度の普及に努めます。

女性の就業、再就業支援のために、情報の収集や提供などを実施することにより、パソコン技能をはじめとする職業能力の育成を推進します。

4 【市民に寄り添ったデジタル化の推進】 管財契約課

引越しワンストップ、子育て・介護関係などのオンライン手続促進により、市民や事業者の負担を軽減することで、ワーク・ライフ・バランスを実現し、長時間労働の削減を図ります。

また、スマートフォン講座の開催などを通じて、昨今の生活に欠かせないデジタルスキルを身に着けることで、市民の就業機会の付与やインターネットショッピングの利用等日常生活の利便性向上を目指します。



指標

項目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
職場のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	26.1%	40.0%

1 【企業誘致推進事業】

商工課

UI ターン者や地域の若者の就職機会を増やすため、企業誘致イベントの開催や、県等関係機関からの情報収集に努めながら誘致活動の強化を図り、空き公共施設の活用や「サテライトオフィス」といった誘致活動も引き続き実践することで、企業誘致を推進します。

2 【中小企業人材育成事業】

商工課

市内の中小企業者が、女性のキャリア形成等能力発揮支援も含め、技術力や経営力の強化を図るために行う人材育成に対する補助金を交付します。

また、千葉県ジョブサポートセンターの事業を子育てなどによる離職中の女性に情報が届くよう、複数の広報媒体にて情報発信を行います。

3 【新規就農者支援事業】

地域資源再生課

就農に向けた準備段階となる技術、知識などの研修及び就農直後の経営の安定化並びに生産基盤となる農地確保等の支援を総合的かつ集中的に行い、新たな就農者の確保・育成を力強く推進します。

特に女性の就農希望者に対しては、農業支援センターと連携し、新規就農者の補助支援も含め、総合相談窓口を通じて、円滑な就農を支援できるように心掛けます。

■南房総市独自支援策

- ・ 就農に向けての農業経営体育成セミナーへの参加補助
- ・ 先進農家で研修を行う際の補助
- ・ 研修を受け入れる先進農家への補助
- ・ 経営安定のために新規就農した者に対しての補助

4 【漁業後継者育成事業】

農林水産課

漁業の担い手を確保するため、経営安定に向けた営漁計画を推進します。また、県・漁業協同組合などとの連携のもとに、将来にわたり持続的に発展していくため、水産教室などを開催して水産業への関心を高めるとともに、地域おこし協力隊制度を活用した新規就業者の確保を推進していきます。この取り組みのなかで、担い手としての女性の力を活かすため、漁業活動や販売、加工への支援、学習の場への参加促進などによって、男女が協力して漁業を維持・振興していけるよう努めます。

5 【介護人材確保対策事業】

高齢者支援課

介護職の人材確保、質の向上を図るため、介護職員初任者研修及び実務者研修修了者や、留学生受入施設への補助・助成、介護福祉士養成施設に通う学生への修学資金の貸付を行います。

- ・介護職員初任者研修等受講費等助成事業
- ・留学生受入施設支援補助事業
- ・介護福祉士修学資金貸付事業

6 【シルバー人材センター運営事業】

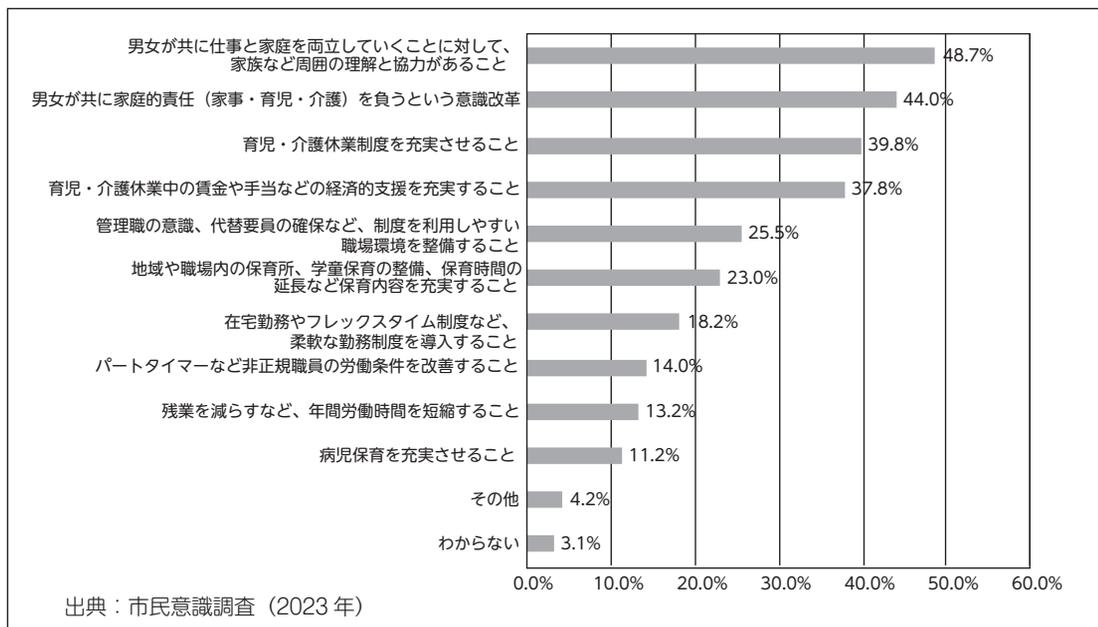
高齢者支援課

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、シルバー人材センター事業の健全な運営を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、一般社団法人南房総市シルバー人材センターに補助金を交付します。併せて、健全な事業運営が可能となるよう、法人の経営改善とガバナンス強化を支援していきます。

指標

項目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そうは思わない」と感じる人の割合	63.3%	70.0%

図表 男女が共に仕事と家庭を両立してくためにはどのような環境整備が必要ですか



◆コラム～市民の声～

- 共同参画は大いに賛成だが、人材の育成にも力を入れてほしい。
今後の市政をになう方たちを増やし、より良い南房総市になる事を願います。
- 社会全体、南房総市内においても男性、女性も平等に同じく仕事できる環境であると良いなと思います。
- 男性社会として生きてきましたので、よりかかる感じでしたが若い方々が私たちと同じではないこと、女性も働きやすい市にしてほしいです。

**基本
目標** 3

性別や世代にとらわれず参加する地域づくり（地域）

福祉、観光、防災、まちづくりなどの地域活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域における男女共同参画を推進します。

- 本市では、これまで、人と人とのつながりが保たれ、地域における助けあいや、行政区、各種団体における自主的活動が活発に行われてきました。地域のまちづくり活動やボランティア活動に参加する市民は増えており、観光に関連する分野などでは、多様な人材の活躍がみられます。
- また、東日本大震災や近年国内で多発している大災害により、市民一人ひとりの防災意識が高まり、男女共同参画の視点を取り入れた地域における防災体制づくりが求められています。
- しかし近年、過疎化や少子高齢化などにより、地域活動の担い手が減少し、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。
- このため、地域の祭礼やイベントなどの企画運営や消防団などの地域活動に、年齢・性別に関わりなく、みんなが参加しやすい環境づくりが重要です。また、家庭において主に女性が担ってきた子育て、介護などについても地域で支える視点が大切であり、地域で子どもや高齢者を見守る環境をつくり出していくことも必要です。

【実現のための取り組み】

1 地域における男女共同参画の推進

1 【地域づくり支援事業】 市民課

地域づくり協議会の活動予算を支援することにより、性別、年齢を問わず参画しやすい活動を促し、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、南房総市地域づくり協議会推進事業交付金交付要綱に基づき、各地域づくり協議会に運営交付金を交付します。

2 【行政区への支援】 市民課

市行政の円滑な運営と市民福祉の増進のため、行政区運営交付金等を交付します。
意欲のある女性や若者の積極的な登用や地域活動での固定的性別役割分担の解消について、周知・啓発を図ります。

3 【地域福祉の充実】 社会福祉課 ほか

市民・事業者・行政など協働し、地域のあらゆる人が福祉の担い手となって、地域全体で

共に支え合う体制を充実することにより、みんなが安心して暮らせるような体制づくりをめざします。

また、災害時において、迅速で効果的な避難により、自分や家族の身を守ることに加え、避難行動要支援者情報を共有し、地域の助け合いの体制づくりを支援します。

家庭において子育てや介護を主に担っている女性を支援するため、男性の参画と家族の協力の必要性について、広報紙など様々な媒体や機会を通じて啓発を進めます。

さらに、地域における子育てや介護への支援として、子どもや高齢者への声かけ、見守り体制や子育てや介護の教室などの充実と参加を促します。

4 【市民提案型まちづくりチャレンジ事業】

市民課

NPO やボランティアなどをはじめとする市民活動団体から提案事業を募集し、優秀な提案事業を行う市民活動団体に対し、事業実施に係る経費の一部又は全部を補助金として交付します。提案団体の構成員の中に女性メンバーも増え、女性が団体代表を務める団体による提案も増えています。

5 【地域活動での固定的性別役割分担意識の解消】

市民課

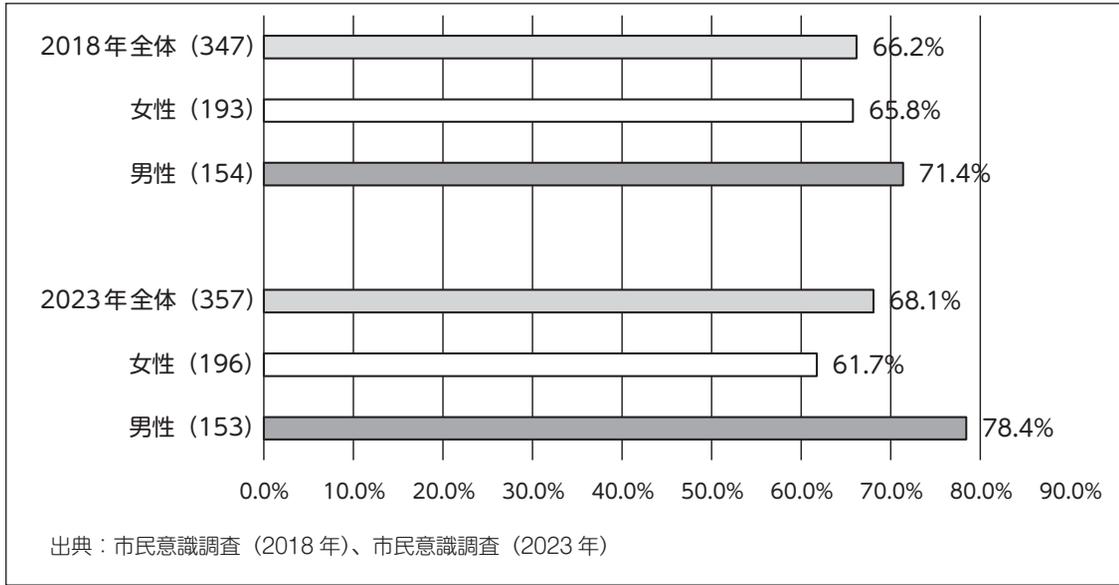
仕事、家庭生活以外に、地域活動に参画することは、自分たちのまちを住みよい魅力的なまちにしていくために重要な活動です。今後、地域において、多様な課題・ニーズに対応していくためには、性別・年齢等により役割が固定化されず、意欲のある人がリーダーシップを担うことが重要です。

様々な地域活動で活躍している多様な人材の紹介や方針等決定過程への参画の重要性について、情報発信・啓発していきます。

指 標

項 目	現状値 (2023 年)	目標値 (2028 年)
地域活動に参画している女性の割合	61.7%	80.0%

図表 地域活動への参画状況



◆コラム～市民の声～

- 老若男女その時々々の視点がいろいろあると思います。いろんな意見の取り入れ方をお願いします。
- 住みやすい町にして、人が増えればうれしいです。



2

防災分野における男女共同参画の推進

1 【防災における男女共同参画推進事業】

消防防災課

防災分野における男女共同参画の推進のため、地域防災活動などに男女共同参画の視点を盛り込みます。災害時においては、女性用更衣室・トイレの整備なども含めた、女性に配慮した取り組みを進めるとともに、女性消防団の検討や災害時の女性のボランティア要員の確保など、防災活動における女性の参画を促します。

災害用備蓄については、市の女性職員や保健師などの意見を取り入れ、生理用品や粉ミルク、オマル、哺乳瓶などの備蓄をしています。

2 【災害時や非常時における性別や様々な状況に配慮した対応】

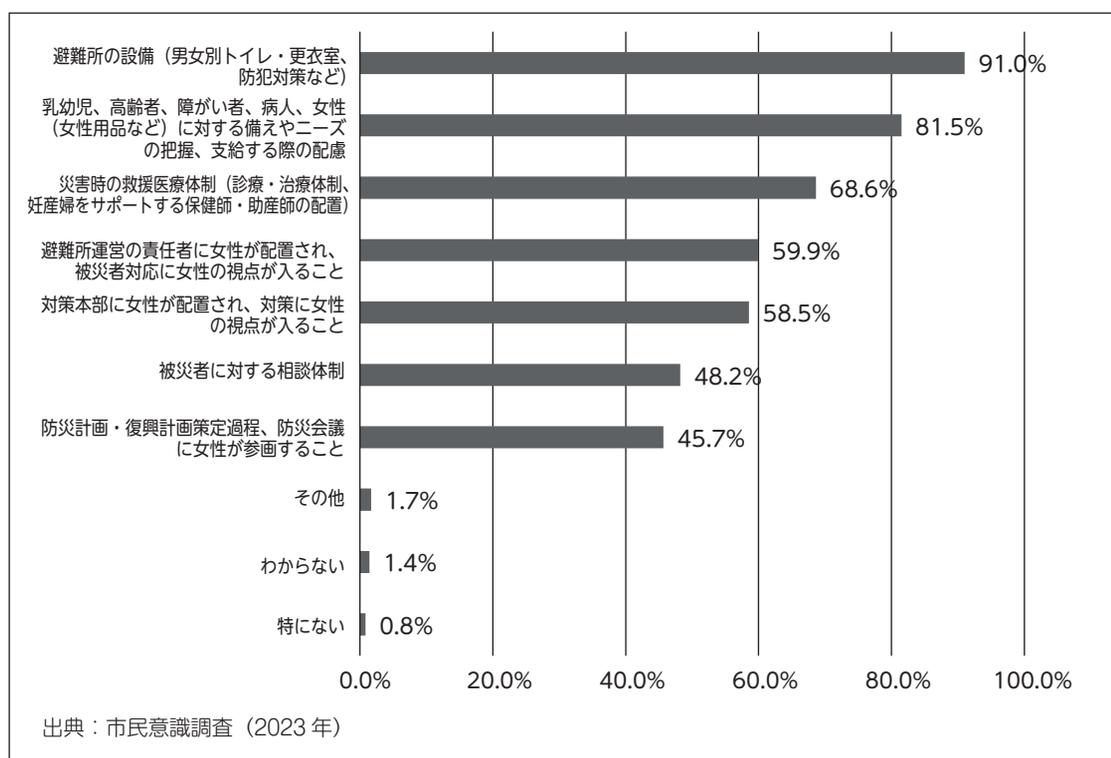
消防防災課

災害時や非常時において、男女の違いに配慮した対応や、障害者・高齢者・妊婦・乳幼児・性的マイノリティなど配慮が必要な方々への状況等に応じた避難所マニュアルを整備します。また、避難所等での性暴力、性被害等を防ぐための環境を整備します。

指標

項目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応が必要と感じる人の割合	93.8%	100%

図表 防災・復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものの割合



生涯にわたるからだところの健康づくり（健康）

ライフステージ[※]に応じたからだところの健康づくりを進め、だれもが生涯にわたり、いきいきとその人らしく暮らせる環境をめざします。

< 女性活躍推進計画含む >

- みんながともに担いあう社会をつくり、地域を住みやすく、活力あるものにしていくためには、一人ひとりのからだところの健康づくりが基本です。
- 特に女性は、妊娠・出産などによりからだに大きな変化が起こるため、とりわけ女性に着目し、健康を維持・増進していけるよう、女性自身の健康に関する意識を高めながら、健康づくりへの支援を進めていくことが大切です。
- 健康づくりの一環となるスポーツ活動については、性別によらず、みんなが生涯楽しめるという視点から、活性化を図っていく必要があります。
- また、生涯にわたり健康で安心して、いきいきと暮らせる環境づくりのためには、社会福祉の充実が必要であり、なかでも高齢者・障害者福祉においては、性別に配慮しつつサービスを提供するとともに、家庭における介護負担が女性に偏らないよう、男性の参画を促していくことが大切です。

※**ライフステージ**：人生（生涯）のある時期（段階）のこと。成人期や中年期など、その時期におけるその人の生き方や生活のしかたとその変化をさす。

【実現のための取り組み】

1 からだところの健康づくり

1 【妊産婦や新生児への訪問事業】

健康推進課

妊娠届出の面接を機会に、妊産婦の健康管理と出産・育児への支援を行います。特に出産後早期は育児上の具体的な悩みも出現し、産後うつ[※]の発症率も高くなる時期になることから、積極的な支援を行っていきます。

2 【親子きずなの教室（両親学級）】

健康推進課

男性が家事・育児に参加し、携われるように、妊娠中の過ごし方や栄養、安産のための補助動作などの具体的な体験談や、演習・実習を交えた事業を展開し、両親で参加しやすい学級づくりをしていきます。

さらに、男性が家事・育児に関心を持つようなテーマ・内容を検討し、活動を通じて固定的な性別による役割分担意識の解消を図りながら、男性の家事・育児への参画を促していきます。

広報紙等で妊婦だけでなく夫の参加も呼びかけ、沐浴実習や講義の中で積極的な育児参加を呼び掛けます。

3 【各種健康診査などの充実】

健康推進課

■健康づくり活動の支援

いつまでも健康に暮らすために、特定健康診査の受診を呼びかけ、受診率向上を図りながら、生活習慣の改善に主眼をおいた様々な保健活動を展開していきます。

■がん検診

健康づくりは、家庭の健康の基礎となることから、がんの予防と早期発見のため、市民に検診の重要性をPRし、家族ぐるみで病気に対する理解を深めてもらうよう働きかけます。

■骨粗しょう症検診

女性に多くみられる骨粗しょう症を予防し、早期の対応を促すことは、介護予防につながることから、検診とともに女性のライフステージに応じた健康教育「女性の健康づくり教室」を実施します。

4 【各種スポーツ大会の開催等生涯スポーツの推進事業】

生涯学習課

性別による固定的な観念を見直しつつ、市民のニーズに応じて、みんなが生涯楽しめるという観点から、スポーツ活動を活性化させていきます。

また、活動実施の際には、性別に配慮したトイレの配置や、更衣室の確保などに努め、みんなが参加しやすい環境づくりに努めていきます。

指標

項目	現状値 (2022年)	目標値 (2028年)
【5がん検診の受診率】		
胃がん	3.2%	10.0%
肺がん	13.5%	28.0%
大腸がん	13.6%	18.0%
乳がん	16.3%	23.0%
子宮頸がん	13.3%	20.0%

[出典：南房総市保健事業まとめ (2022年度)]

1 【介護サービスの充実】

高齢者支援課

介護が必要になっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を続けていけるよう、在宅サービスを中心とした介護サービスの利用を促すとともに、在宅生活を支えるためのサービスの充実に努めます。また、サービス給付の適正化と質的向上に取り組みます。

2 【一般介護予防事業】

高齢者支援課

各地区での高齢者サロンや老人クラブ等、住民の通いの場へ保健師、管理栄養士、リハビリテーション職等の導入を図り、介護予防に関する知識や効果的な介護予防の実践方法（いきいき百歳体操等）の普及啓発に努めます。

健康推進課が行う、保健事業と介護予防事業の一体的実施、公民館事業との共催による「いきいき百歳体操教室」の実施等、関係部署との連携により、事業の拡充を図ります。

3 【ささえあいネットワーク（生活支援体制整備事業）】

高齢者支援課

日常生活に支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持って在宅生活を継続するために必要となる、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、次の取組を実施します。

- (1) 地域資源及び在宅高齢者に係るニーズの把握
- (2) 地域資源の開発
- (3) ネットワークの構築
- (4) 在宅高齢者に係るニーズと多様な主体（社会福祉法人、NPO法人、協同組合、民間企業、ボランティア団体その他のサービス提供主体）の活動とのマッチング

4 【高齢者外出支援サービス】

高齢者支援課

高齢者の日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図り、もってその福祉の向上に資するため、外出が困難な高齢者がバス・タクシーを利用する場合に、その料金の一部または全部を助成します。

5 【障害者福祉推進事業】

社会福祉課

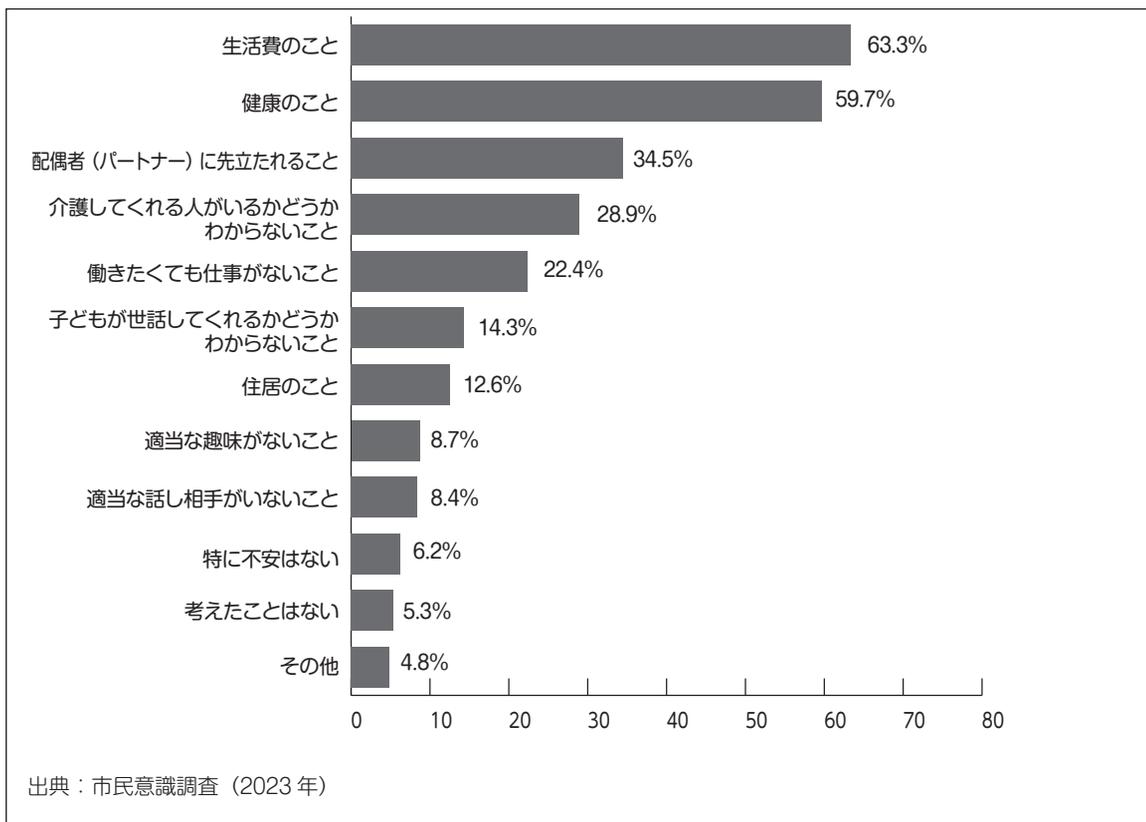
障害者自身の自己選択・決定を尊重し、その人らしく自立した日常生活を送ることができるよう、「南房総市障害者計画・障害福祉計画」にのっとり、地域の各種団体・事業者との連携を図りながら、障害者の自立に向けた各種福祉サービス充実に努めます。

指標

項目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
自分の健康状態を「とてもよい」、「まあよい」と思う市民の割合	—	78.5%

※ 2028年に市民意識調査を実施し、目標値と比較します。

図表 老後の不安



基本目標 5

一人ひとりの可能性をみつける意識づくり（意識）

みんながお互いに尊重しあい、また可能性を活かしていける社会づくりに向け、人権の尊重、学校や地域における男女平等教育、地域における制度・慣行の見直しを行い、意識の高揚をめざします。

<DV 防止基本計画含む>

- 男女共同参画社会基本法第3条には、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」とあり、私たちは一人ひとりの人権が尊重される社会を目指さなくてはなりません。
- 市民意識調査によれば、社会全体や社会通念・慣習において男性が優遇されていると認識している人が多く、男女の地位はいまだ平等になっていないという意識が強くあります。
- 一人ひとりが性別にとらわれず、自分の可能性を活かすという意識を高めるとともに、社会全体が性別を含め、多様な属性の人々の人権を尊重することが極めて重要となります。
- このため、家庭・職場・地域において、みんながお互いを尊重しあい、一緒に担っていくという意識を育むことができるよう、啓発を進めていくことが大切です。
- また DV（ドメスティック・バイオレンス）などの配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、身体的な危険だけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。DVに限らず、セクシャルハラスメントや性被害等、暴力は根絶されなければなりません。
- 暴力根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革が不可欠です。経済的自立の支援、啓発や教育、様々な方策により、暴力を許さない気運のさらなる醸成を図る必要があります。
- 加えて、被害の潜在化を防ぐために、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、関係機関との円滑な連携が行える仕組みづくりが必要です。

【実現のための取り組み】

1 人権の尊重

1 【人権尊重 広報・啓発事業】

市民課

市内の小中学校での人権教育や、人権作文コンテストの実施、市広報紙への人権情報の掲載などを通じて人権啓発活動を進め、人権を尊重する意識を育みます。

男女の区別なく、各人権擁護委員が事業の計画に参加し、意見を出しやすい環境を醸成します。また、みんなが利用しやすい人権相談窓口の開設に努めます。

2 【男女共同参画の意識啓発事業】

市民課

男女共同参画に対する市民や職員の関心を高め、理解を深めるため、家庭や職場などの日常生活における事例を用いるなど、男女双方の視点からみてわかりやすい内容を掲載しながら、広報紙や市ホームページでの情報提供を充実していきます。

また、県など関係機関と連携し、男女共同参画に関する講演会や研修会などを開催していきます。

3 【多様な性についての理解促進】

市民課

人権尊重の取り組みとして、多様な性のあり方について正しい理解を深め、性自認（このころの性）や性的指向が人それぞれであることが尊重されるよう、偏見・差別をなくし、社会全体が多様性を尊重するための啓発に努めます。

4 【性別記載欄の廃止】

市民課

性的指向や性自認、どのような性表現をするかに関わらず、全ての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指していきます。

性的少数者の方々の中には、性別記載欄が男女の二択であった場合、性自認と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続の際に再確認されるなどに際し、性的な苦痛を感じる方がいます。

そこで、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取り組みの一環として、不要な性別記載欄は廃止します。

指 標

項 目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	18.8%	25.0%
LGBT（性的少数者の総称）という言葉を知っている人の割合	74.2%	90.0%

2

学校や地域における男女平等教育

1 【男女平等教育推進事業】

子ども教育課

園児および児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別にとらわれずに個性を発揮したり伸長したりすることができるよう、男女平等意識の育成に努めます。

また、性別にとらわれない役割分業などを進めます。

2 【生涯学習推進事業】

生涯学習課

公民館が開催する講座・教室では、まなびを通じ男女平等や男女共同参画とは何かについて、幅広い世代が講義や実践を通して知る機会をつくります。

講座・教室の開催にあたっては、地域での学習活動を推進するため、各地区の生涯学習推進員が企画・運営に携わり、地域の学習ニーズにあった講座を実施します。また、日時などを考慮して、みんなが参加しやすいようにしていきます。

男性の家庭参画への意識を高めるため、男性料理教室などの男性を対象とした講座などを充実します。また、女性の社会進出への意識を高めるため、仕事と生活の調和などに関する講座を開いて、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

さらに、人材バンク「まちの先生」において、様々な分野において持てる知識や経験、技能などを地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある人を人材バンクに登録し、「まちの先生」として、多様な選択を可能にし、みんなが活躍できる場を創出します。

3 【社会教育事業】

生涯学習課

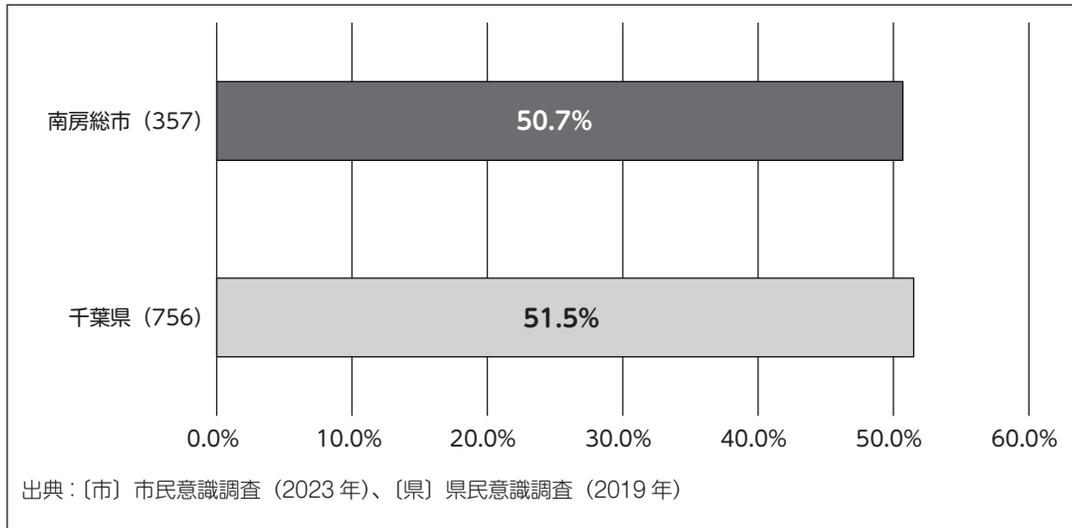
学習・啓発活動などを通じ、家庭・学校・地域・事業所など社会における男女の固定的な考え方を、見直す機会をつくっていきます。

市民の自主的な活動の活性化のため、社会教育団体への情報提供や講習会の開催、地区団体間の交流や情報交換の場を提供するとともに、市全体での組織づくりの指導などを行い、市民の活動を支援します。

指 標

項 目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
学校教育の場で男女が平等になっていると感じる人の割合	50.7%	70.0%

図表 学校教育の場で男女が平等になっていると感じる人の割合



◆コラム～市民の声～

- 時間は掛かると思いますが、大切なことは教育です。子供が知れば、親も学ぶし、相乗効果です。
- この10年くらいでかなり変わったとは思いますが、いろいろな制度（組織）のトップはやはり男性が占めていると思います（学校のPTA会長や、地区の役員なども）。



3

地域における制度・慣行の見直し

【地域における男女共同参画啓発事業】

市民課

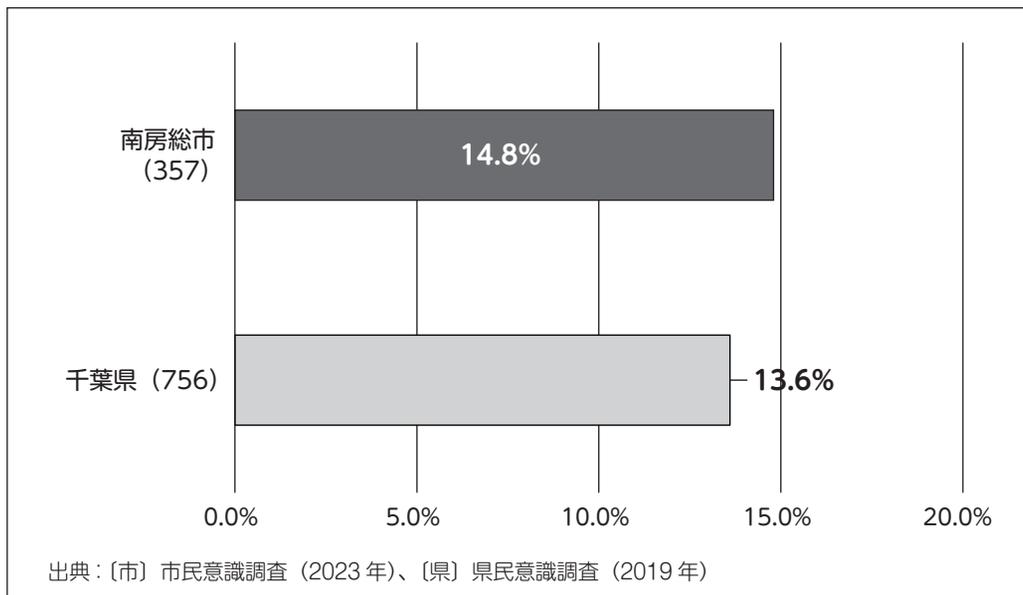
地域における意識啓発を図るため、各地域の集まりにおいて、男女共同参画に関する法制度や市の取り組み状況などの情報提供や、講座の開催などを進めます。

また、地域のイベントや祭礼など、コミュニティ活動への支援を通じて、活動の企画・実施など各段階における女性の参画を促します。

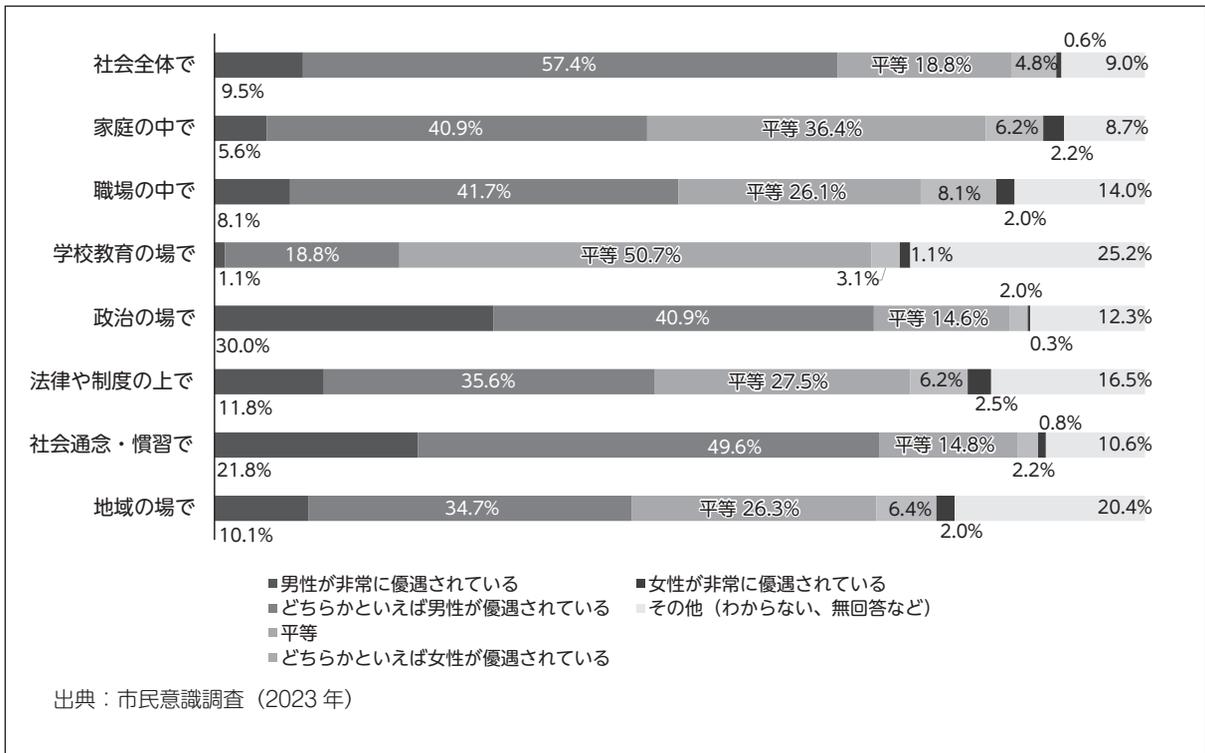
指標

項目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
社会通念・慣習で男女が平等になっていると感じる人の割合	14.8%	30.0%

図表 社会通念・慣習で男女が平等になっていると感じる人の割合



図表 あらゆる分野での男女の平等感



4

配偶者暴力・児童虐待の防止

1 【DVに関する情報提供】

社会福祉課

配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関する情報を収集し、市ホームページやポスター・チラシなどで、DVで悩む人への相談窓口等を積極的に周知します。

2 【被害者（DV・児童虐待等）の相談・支援体制の確立】

社会福祉課ほか

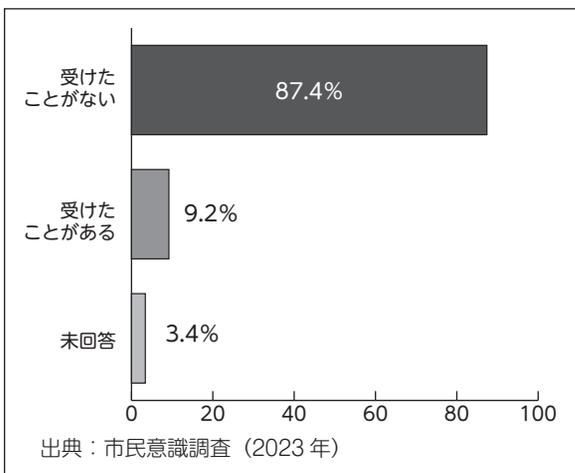
配偶者等に対する暴力を根絶するため、安房健康福祉センターや警察などの関係機関と連携して相談・支援体制を確立し、児童・高齢者・障害者などに対する虐待への対応とあわせた総合的な相談窓口を設置するなど、被害者への支援に努めていきます。

また、DV被害者の身の安全を守るため、緊急避難支援（交通費補助）や緊急一時保護支援（宿泊費補助）といった緊急的な支援を行うとともに、自立に向けた経済的支援の充実を図ります。

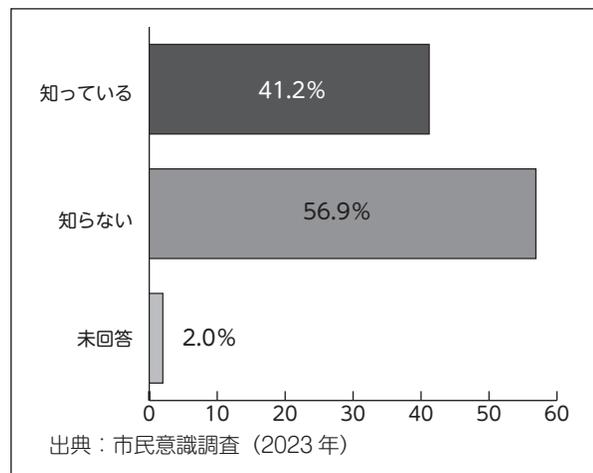
指標

項目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
DVの相談窓口を知っている人の割合	41.2%	60.0%

図表 DVの被害経験



図表 DV相談窓口の認知度



DVの相談窓口

◆ DV相談ナビ

全国共通の電話番号『#8008』（ハレレバ）にかけていただくと、最寄りの相談機関の窓口につながり、直接相談することができます。



**DV相談+（プラス）
（内閣府）**

メール（24時間）や
チャット（12:00～
22:00）の相談も受け付けています。

つながり 早く

0120 - 279 - 889

基本 目標 6

みんなで話題にできる推進体制づくり（推進）

市民に先駆け、市役所が男女共同参画推進事業に率先して取り組むとともに、市民・事業所・市役所の一人ひとりが関心を持ち、話題にしながら、みんなで取り組んでいく体制づくりをめざします。

女性活躍推進計画含む

- 男女共同参画を進めていくためには、産業・教育・福祉など、市民生活のさまざまな分野にまたがった横断的な取り組みが重要となります。
- また、この計画を実行性のあるものにしていくためには、市民・事業所・市役所が連携し、地域全体として取り組みを進めることが大切で、市役所が先導役となり率先して取り組むことが必要です。
- 市役所は、施策・事業、日常業務における男女共同参画の視点を徹底し、庁内全体で推進していくことが必要です。特に、リーダーとしての女性職員の育成、登用の促進などにより、庁内における政策・方針決定の場への女性の参画を進めることが重要です。
- 一方、市民に対しては、市の各種審議会・委員会への女性の参画促進、地域の各種団体・機関などにおける女性参画に向けた働きかけをしていくことが必要です。
- また、国・県などの関係機関、事業所とも連携を図りながら、男女共同参画を推進する総合的な体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

【実現のための取り組み】

1 みんなで取り組む体制づくり

1 【各種審議会・委員会への女性委員の登用】

市民課 ほか

政策・方針決定の場への女性参画を推進するため、各種計画などの諮問機関である、審議会・委員会などへの女性委員の登用に全庁的に取り組み、全委員のうち女性委員の占める割合を30%以上となるよう努めます。

2 【男女共同参画推進体制の確立事業】

市民課

男女共同参画を横断的に推進していくため、庁内における関係各課による連携体制を強化していきます。

また、市役所と地域との連携を深めていくため、広報などを通じて市民・事業所などへの計画の周知を進めるだけでなく、事業の成果について把握し公表していきます。このほか、市民意識調査の継続的な実施により、市民の意識を把握しながらニーズに即した取り組みが展開できるよう努めます。

3 【ポジティブ・アクションの理解促進】

市民課

市民意識調査結果からも、市内ではまだまだ実質的な男女均等の取扱いが実現されているとは言い難い状況です。それを解消する手段の一つとして、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）があります。

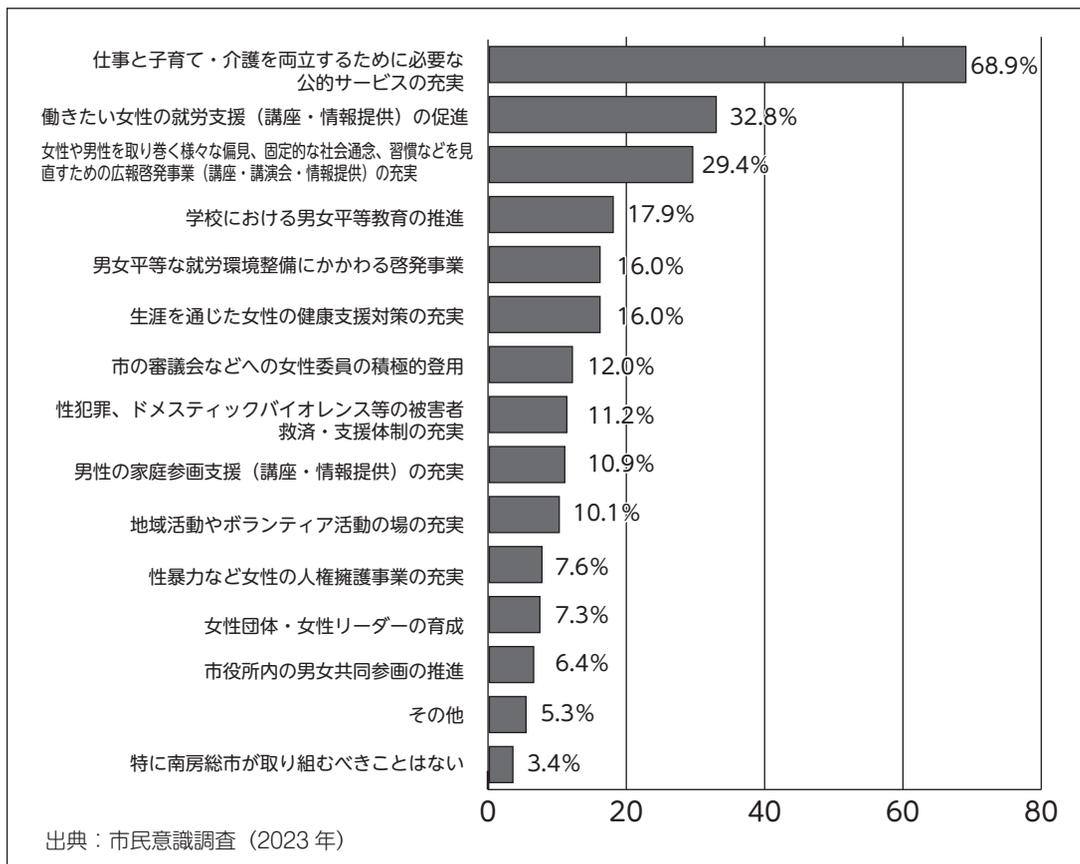
ポジティブ・アクションとは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない。」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている。」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の事業者が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

この取組には、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、事業者にも様々なメリットがあります。このメリットの紹介などポジティブ・アクションについて、広報啓発をしていきます。

指標

項目	現状値 (2023年)	目標値 (2028年)
審議会などにおける女性委員の割合	13.3%	30.0%

図表 男女共同参画社会へ向けて市が取り組むべきこと



2

市役所における男女共同参画推進事業

1 【市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進】

総務課

すべての職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されるよう、これまでの働き方を必要に応じて見直し、職員の育児休業の取得率については、男性10%、女性100%を、男性職員の配偶者出産休暇の取得率については100%を目標とし、介護休業取得の促進や休業後の職場復帰支援、代替要員の配置、短時間勤務の推進、ノー残業デーの実施や年次休暇の取得などを積極的に促進します。

2 【市役所における女性職員の登用と能力発揮の促進】

総務課

多様な研修への参加や適材適所の人事配置などを通じて、資質の向上に努め、その能力を十分に発揮し、リーダーとして活躍できる女性職員の育成をめざします。

■女性職員の管理職への登用促進

女性職員が今まで以上に市役所の意思決定などに参画し、その意欲と能力を発揮できるよう、管理監督職への登用や多様な職域への配置を進め、係長相当職以上の女性職員の割合の目標を20%とします。

■計画的な研修機会の提供

年次研修計画に基づき、男女問わず公平な研修参加の機会を提供するとともに、希望選択による研修参加、マネジメント能力・リーダーシップ向上を狙いとした研修への女性職員の参加、男女共同参画意識の高揚やこれを意識した接遇マナーなどの研修への参加を促進します。

■新たな職域やプロジェクトなどへの参画

幅広い業務能力や職務経験を積める、性別によらない適材適所の人事配置に努めるとともに、プロジェクトなどへの女性職員の参画を促進します。

3 【テレワーク等に適した柔軟な働き方の推進】

総務課

仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するために、テレワークに関して運用ルールの整備を行います。職員宅からL G W A N接続系パソコンへのテレワーク可能な環境を構築することで、多様な働き方を実現します。

指標

項目	現状値（2023年）	目標値（2028年）
係長相当職以上の女性職員の割合	18.2%	20.0%

◆コラム～市民の声～

- 市の職員さんはどのような状態かわかりませんが、市が先陣を切って、ふさわしい方がいらっしゃれば、管理職に女性を積極的に登用して下さると、わかりやすいアピールになるかと存じます。
- 市役所本館には女性職員が多く、別館には男性が多く割り振られているのはなぜですか？



● 第4章 ●

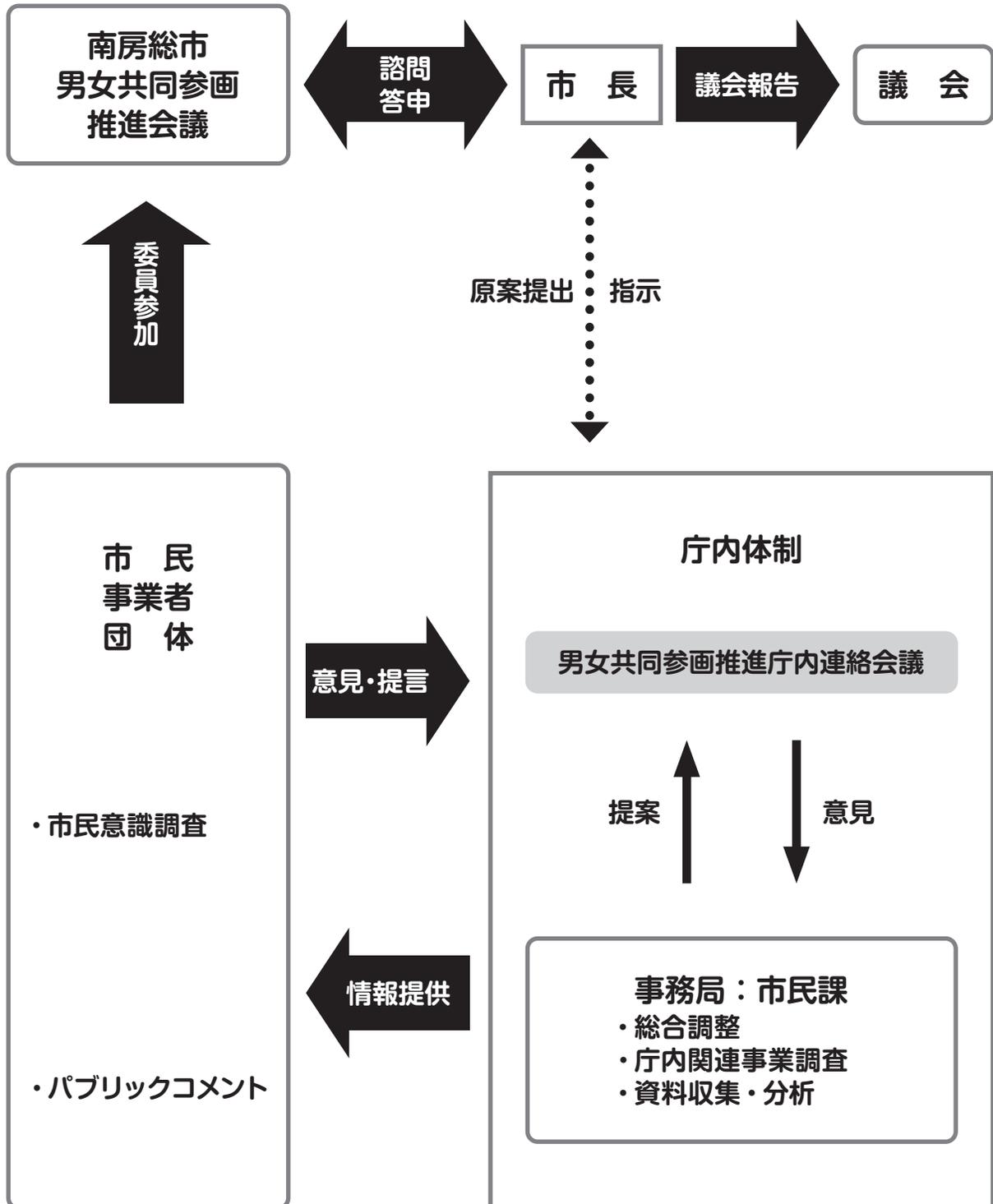
参考資料

1

策定の経過

年	月	会議名等
2023年 (R5年)	3月	・市民意識調査
	7月	・第1回庁内連絡会議
	8月	・第1回推進会議
	10月	・第2回庁内連絡会議
	11月	・第2回推進会議
	12月	・パブリックコメント
2024年 (R6年)	1月	・第3回推進会議

第4次南房総市男女共同参画推進計画策定体制



3

南房総市男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、男女共同参画推進計画の策定、実施及び見直しに関し、必要な事項を調査研究し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

2 市長は、前項第2号に規定する委員については、公募を行うものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の南房総市男女共同参画推進会議の会長又は副会長の職にある者は、この規則の規定により選任された会長又は副会長とみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4

南房総市男女共同参画推進会議委員名簿

任期：2023（令和5年）年8月21日から2024（令和6）年3月31日まで

氏名（敬称略）	要職等（委員就任時）
安室 和宏	南房総市行政連絡協議会 会長
菅野 恵	館山公共職業安定所 所長
鈴木 隆文	南房総市民生委員・児童委員協議会 副会長
谷川 由美	南房総市内房商工会 女性部部长
田畑 智子	千葉商科大学大学院客員教授
三平 洋子	南房総市朝夷商工会 女性部部长
仲山 道子	館山人権擁護委員協議会南房総鋸南部会 人権擁護委員
川名 嘉男	南房総市PTA連絡協議会 会長
本間 真理	南房総市役所職員組合 女性部部长

※ 2023（令和5）年8月21日現在・要職等は、審議会委員委嘱時の役職等を記載。

5

南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る庁内連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 連絡会議に、会長及び副会長各1人を置き、会長は、市民生活部市民課長の職にある者を、副会長は、保健福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、連絡会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会議の会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(研究会)

第5条 連絡会議に、男女共同参画に関する施策を調査し、及び研究するため、研究会を置くことができる。

2 研究会は、研究の結果を会長に報告するものとする。

3 研究会の委員は、市職員のうちから会長が指名する。

4 研究会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年7月17日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第4号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員							
総務課長	企画財政課長	社会福祉課長	高齢者支援課長	健康推進課長	市民課長	消防防災課長	
農林水産課長	商工課長	観光プロモーション課長	建設課長	環境保全課長	水道局長	教育総務課長	子ども教育課長
生涯学習課長							

6

男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推

進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると

認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、 第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年七月三日法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二十五日法律第五十二号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月十七日法律第六十八号）〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月十九日法律第三十号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月十四日法律第五十三号）〔抄〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第二百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発

金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。（以下略）

年	世界	国	千葉県
1975 (昭和50)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室開設	
1976 (昭和51)	・国連婦人の10年（～1985年）	・民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる） ・戸籍法公布、施行	
1977 (昭和52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置
1978 (昭和53)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置
1979 (昭和54)	・国連総会第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
1980 (昭和55)	・国連婦人の10年中間年世界会議（コペンハーゲン）で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・民法一部改正（配偶者の相続分1/3から1/2へ） ・「女子差別撤廃条約」に署名	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
1981 (昭和56)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO第156号条約（家族的責任条約）採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館開設
1982 (昭和57)			・婦人問題推進のつどい開催
1983 (昭和58)			・女性管理能力養成講座開設
1984 (昭和59)		・国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ） ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和60)	・国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）で、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国民年金法改正（専業主婦の基礎年金保証） ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置

年	世界	国	千葉県
1986 (昭和61)		・ 婦人問題企画推進本部の拡充	・ 婦人フォーラム県大会開催 ・ 「千葉県婦人計画」策定 ・ 婦人の海外派遣（婦人のつばさ）実施
1987 (昭和62)		・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・ 所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行	
1988 (昭和63)		・ 労働基準法改正（週40時間制）	・ 国際婦人フォーラム開催
1989 (平成元)	・ 「児童の権利に関する条約」採択	・ 法令の一部を改正する法律（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等） ・ 学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ・ パートタイム労働指針告示	・ 「婦人問題に関する意識調査」実施
1990 (平成2)	・ 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置
1991 (平成3)		・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改訂）」策定 ・ 「育児休業等に関する法律」公布	・ 「さわやかちば女性プラン」策定
1992 (平成4)		・ 初の婦人問題担当大臣誕生	・ 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
1993 (平成5)	・ 国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言採択 ・ 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布、施行	・ 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・ 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
1994 (平成6)		・ 総理府に「男女共同参画室」新設 ・ 「男女共同参画審議会」設置 ・ 「男女共同参画推進本部」設置 ・ 「児童の権利に関する条約」批准	
1995 (平成7)	・ 第4回世界女性会議（北京）で「北京宣言」「行動綱領」採択	・ 「育児・介護休業法」成立 ・ 「ILO第156号条約」（家族的責任条約）批准	・ 第4回世界女性会議（NGOフォーラム）派遣事業実施

年	世界	国	千葉県
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター開設
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応） ・「労働基準法」一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・「育児・介護休業法」一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設） 	
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「育児・介護休業法」の全面施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行（女性の参画の促進） 	
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）で「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県男女共同参画計画」策定
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県女性サポートセンター開設

年	世界	国	千葉県
2004 (平成16)		・「改正DV防止法」施行	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
2005 (平成17)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	
2006 (平成18)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・「千葉県男女共同参画計画（第2次）」策定
2007 (平成19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会の設置 ・「パートタイム労働法」改正	
2008 (平成20)		・「DV防止法」（一部改正）の施行	
2009 (平成21)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」策定
2010 (平成22)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	
2011 (平成23)	・UN Women正式発足		・第3次千葉県男女共同参画計画策定
2012 (平成24)		・「改正育児・介護休業法」全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」策定
2013 (平成25)		・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 ・「DV防止法」改正	
2014 (平成26)		・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
2015 (平成27)	・第59回国連婦人の地位委員会/国連「北京+20」開催 ・国連サミット開催「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（平成28年4月全面施行） ・第4次男女共同参画基本計画策定	

年	世界	国	千葉県
2016 (平成28)			・第4次千葉県男女共同参画計画策定
2018 (平成30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行 ・「働き方改革一括法」一部施行	
2019 (平成31年 /令和元年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部施行 ・「育児・介護休業法」改正	
2020 (令和2年)	・第64回国連婦人の地位委員会/ 国連「北京+25」開催	・第5次男女共同参画基本計画策定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定	
2021 (令和3年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・第5次千葉県男女共同参画計画策定
2022 (令和4年)	・「第66回国連女性の地位委員会」開催（ニューヨーク）	・「女性デジタル人材プラン」決定	
2023 (令和5年)	・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催	・「DV防止法」改正	

南 市 第 4 3 1 号
令和 5 年 8 月 2 1 日

南房総市男女共同参画推進会議会長 様

南房総市長 石 井 裕

第 4 次南房総市男女共同参画推進計画について（諮問）

このことについて、南房総市男女共同参画推進会議規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第 4 次南房総市男女共同参画推進計画の策定について

2 諮問理由

本市では、平成 3 1 年 3 月に「第 3 次南房総市男女共同参画推進計画」を策定しました。この計画を基に、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この「第 3 次南房総市男女共同参画推進計画」は、令和 5 年度に終了することから、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、新たに策定する「第 4 次南房総市男女共同参画推進計画」について、御審議をお願いいたします。

令和 6年 1月26日

南房総市長 石 井 裕 様

南房総市男女共同参画推進会議
会 長 安 室 和 宏

第4次南房総市男女共同参画推進計画について（答申）

令和5年8月21日付け南市第431号で諮問のありました第4次南房総市男女共同参画推進計画について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、計画における将来のあるべき姿と方向性について、本市の特性と課題解決に向けた内容であり、妥当であると認め、ここにその旨を答申します。

今後は、次に掲げる事項に留意するとともに、本答申の趣旨を尊重し、本計画の将来像である「みんなが 支えあい助けあう 住みよい地域」の実現に向けて、計画の取り組みが一層推進されることを期待します。

記

- 1 みんながともに責任を担いながら、均等・平等に機会が享受される男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めていただきたい。
- 2 行政、市民、事業所、各種団体などが一体となり、計画が着実に推進されるよう努めていただきたい。
- 3 市民意識調査結果から、できるだけ働いていたいと感じる市民が多い現状を踏まえ、年齢、性別に関係なく、みんなが働きやすい環境づくり、みんなのパワーを活用した元気な産業づくりを実現していただきたい。
- 4 家庭における子育てや介護、地域における防災や支えあいなどの地域活動に誰もが参画しやすい環境づくりに努めていただきたい。
- 5 人権の尊重、学校や地域における男女平等教育、あらゆる暴力の根絶に努めていただきたい。
- 6 審議の過程において、施策に関する有意義な意見も多く、本計画の推進にあたっては、これらについても十分に配慮いただきたい。

第4次南房総市男女共同参画推進計画

2024（令和6）年3月
発行：南房総市
編集：市民生活部市民課

〒299-2492
千葉県南房総市富浦町青木28番地
TEL：0470（33）1005
FAX：0470（33）3451